

社会福祉法人磐田市社会福祉協議会地区社協等運営費助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域共生社会の実現を図るため、磐田市地域福祉計画及び磐田市社会福祉協議会地域福祉活動計画（以下「計画」という。）に基づき、地域づくり協議会福祉部会又は地区社会福祉協議会（以下「地区社協等」という。）が実施する地域福祉活動に対して、予算の範囲内において、その事業費の一部を助成するため、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地区社協等 地区住民により構成され、当該地区住民を対象とし、計画に基づいた地域福祉活動を組織的に行い、その運営等に必要な事務や会計を主体的に行う体制が整っており、地区で認知された組織をいう。
- (2) 地区 地区社協等を構成する地区をいう。

(助成の対象及び助成金の交付額)

第3条 助成金の対象事業は、別表1及び別表2に掲げる事業とする。

2 助成金の交付額は、次の各号に掲げる基準額を加算した額とする。

- (1) 前年度に地区内の自治会から納入された社会福祉法人磐田市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の一般会費総額に20%を乗じて得た額に18万円を加えた額。ただし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- (2) 地区内の福祉委員の人数に3千円を乗じて得た額
- (3) 別表2に掲げる事業を実施する場合は、同表に定める基準額により計算した額

3 助成金の交付は、1年度につき1回とする。

4 地区社協等は、本会が交付する助成金のほか、自己財源を確保し、当該事業に充当するものとする。

(助成金の申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする地区社協等は、次の各号に掲げる書類を本会会長（以下「会長」という。）に提出する。

- (1) 地区社協等運営費助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) 地区社協等運営事業収支予算書（様式第2号）

2 前項第2号の書類は、地区社協等の作成する書類により代用できるものとする。

(助成金の交付決定及び支払)

第5条 会長は、地区社協等から前条の申請があったときは、その内容を審査し、地区社協等運営費助成金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

2 地区社協等は、助成金交付決定を受けた後、会長に請求書（様式第4号）を提出するものとする。

(事業変更等の届出)

第6条 助成金交付決定通知書を受けた後に申請した事業の一部又は全部を変更し、若しくは事業を中止したときは速やかに届け出なければならない。

(助成金の返還)

第7条 会長は、第6条に規定する事業変更等の届け出があったとき又は当該年度の事業実績額が交付した助成金より20%以上少ないときは交付した助成金の全部又は一部の返還を求めることが

できる。

2 助成金の返還額は、次のとおりとする。

- (1) 別表2に掲げる事業を中止したとき 事業の中止により不要となった助成金の相当額
- (2) 別表2に掲げる事業の全部又は一部を変更したとき 事業の変更により不要となった助成金の相当額
- (3) 当該年度の事業実績額が交付された助成金より20%以上少ないとき 助成金を下回った額の3分の2。ただし、設置後4年度以内の地区社協等については2分の1とする。
(実績報告)

第8条 地区社協等は、助成事業が終了したときは、速やかに次の各号に掲げる書類を会長に提出する。

- (1) 地区社協等運営事業実績報告書（様式第5号）
- (2) 地区社協等運営事業収支報告書（様式第2号）

2 前項第2号の書類は、地区社協等の作成する書類により代用できるものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(社会福祉法人磐田市社会福祉協議会地区社会福祉協議会設立運営補助事業実施要綱の廃止)

2 社会福祉法人磐田市社会福祉協議会地区社会福祉協議会設立運営補助事業実施要綱は、平成20年4月1日をもって廃止する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条第2項の規定により計算した助成金交付額（ただし、別表2の基準により計算した額を除く）が平成23年度交付実績額（変更前の規程第3条第3項の規定により計算した額、ただし、別表2の基準により計算した額を除く）を50,000円以上下回る地区社協の助成金交付額は、平成24年度に限り下回る額の2分の1を加算した額とする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

事業名	事業の内容
各種会議開催	地区社協等の福祉活動の企画等に必要な会議や関係団体連絡会等の開催
各種調査活動	地域の福祉ニーズや実態を把握するための福祉意識調査、ボランティア実態調査等の調査活動
広報啓発活動	地区社協等の地域福祉啓発のための案内チラシ等の発行
地域福祉懇談会	地区住民を対象に地域福祉課題や福祉ニーズを掘り起こすための懇談会の開催
福祉委員会運営事業	福祉委員会の運営
ふれあい交流活動	世代や障がいの有無を問わず、地域でふれあい交流する活動
小地域福祉ネットワーク活動	小地域の福祉関係委員や近隣住民等が連携し、一人暮らし高齢者や障がい者等の見守り支援を行う活動
地域福祉講演会	地区住民を対象とした地域福祉啓発のための講演会や研修会の開催。
福祉ボランティア講座	地域福祉活動推進や支援ボランティア養成についての各種講座の開催
その他の活動	上記以外で、会長が適当と認める地域福祉事業

別表2（第3条関係）

区分	対象となる経費	基準額等	
地域せいかつ 応援倶楽部事業	地区住民の生活上の困りごとを 住民同士で解決する仕組みを制 度化して実施する場合の必要経 費	実施初年度	25万円を上限とする
		2年度目以降	20万円を上限とする

* 基準額は年額

* 複数の地区社協等が合同で事業を実施する場合の基準額も同額とする。